

デジタルガバメントワーキング・グループの当面の審議事項（案）

令和 2 年 10 月 12 日
デジタルガバメント
ワーキング・グループ
座長 高橋 滋

1. 運営の基本方針

国・地方公共団体を通じたデジタルガバメントの早期実現により行政手続利用者の負担軽減及び行政の高度化等を図る観点から、必要な規制改革に取り組む。

2. 当面の審議事項

- (1) 行政手続における書面規制・押印、対面規制の抜本的な見直し
 - 原則として書面・押印・対面を不要とするよう、各府省に対し、書面・押印・対面が求められる全ての行政手続について、法令、通達等の改正やオンライン化等の対応を求める。その際、今般の情勢に鑑み、できる限り迅速にシステム構築を図るよう促す。
 - 各府省の取組を促すため、(2) 及び (3) の取組を行う他、個別の手続の検討状況等についてヒアリング等を行う。
 - 国の会計手続においては、電子調達システム (GEPS) やクラウド型電子署名等の利活用促進を検討し、事業者等との電子契約等の促進を図る。
- (2) 個別分野におけるオンライン利用率の引上げ
 - 各府省に対し、手続件数が多いものや事業者から要望の強いものなど優先度の高い行政手続（事業）について、オンライン利用率を大胆に引き上げる目標を設定して取り組むよう求める。
 - 対象手続（事業）について、エンドツーエンドのデジタル化を図る観点から、デジタル化を妨げる要因（課題）の抽出、これを解決するための取組、進捗状況をチェックするための適切な KPI の設定等を行うことにより、各府省に、PDCA サイクルを確立した自律的な取組を促す。

(3) 地方公共団体のデジタル化

- 各府省に対し、手続件数が多いものや事業者から要望の強い手続について、プラットフォームを国が統一的に整備し、地方公共団体と事業者との手続のオンライン化を抜本的に推し進めるよう求める。
- その際には、デジタル化を前提に、制度や運用の見直しや、地方公共団体と事業者との間のインターフェイスを標準化する取組を行うよう求める。

3. 取りまとめ等

できるものから順次速やかに成案を得られるよう、意見を取りまとめる。

以 上